

山口県育成経営体選定要綱

制定 令和2年2月3日 平31森林企画第513号

改正 令和3年6月30日 令3森林企画第196号

(目的)

第1条 この要綱は、林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）3の規定により、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくために、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）を選定するにあたり、長官通知による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、育成経営体の適正な選定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱による選定の対象となる「林業経営体」とは、山口県内の自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(選定に係る判断基準)

第3条 選定に係る判断基準は別表1のとおりとする。

(選定の申請)

第4条 育成経営体に選定されることを希望する林業経営体は、別記様式第1号に第3条に規定する基準に適合することを示す書類を添えて、所轄農林（水産）事務所長（以下「所長」という。）を経由し、知事へ申請書を提出するものとする。

(選定及び登録・公表)

第5条 知事は、前条による申請のあった林業経営体のうち、第3条に規定する基準に適合する林業経営体を育成経営体として選定し、山口県育成経営体登録簿（別記様式第2号）に登録するとともに、県ホームページに公表するものとする。

2 知事は、選定の結果を、別記様式第3号により申請者及び所長に通知するものとする。

3 知事は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づき登録・公表する林業経営体については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、第5条による公表日を含む年度の4月1日から起算して、5年間とする。

(登録の変更等)

第7条 育成経営体は、選定の申請時に提出した別記様式第1号の別紙1に記載した内容及び第5条により公表した事項に変更が生じたとき並びに消滅又は解散したときは、別記様式第5号により所轄所長を経由し、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に基づく変更の届け出を受理したときは、別記様式第5号により届出者に通知するものとする。

3 知事は、届出があった事項を山口県育成経営体登録簿（別記様式第2号）を変更するものとする。

(実施状況報告)

第8条 育成経営体は、選定申請書に記載した目標に対する毎事業年度の実施状況について、別記第6号様式により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3か月を超えない日までに、所轄所長を経由し、知事に報告するものとする。ただし、登録及び公表期間の最終年度は、有効期限日の30日前までに報告するものとする。

2 知事は、前項の報告により、実効性や目標の達成に係る経過状況等を確認するものとする。

(登録の取り消し及び公表のとりやめ)

第9条 知事は、育成経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 育成経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散が確認されたとき

(2) 育成経営体から別記様式第7号による登録の取り消しの申し出があったとき

(3) 選定の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認されたとき

(4) 育成経営体が第3条の要件に適合しなくなったと認められ、その改善が図られないとき

(5) その他知事が取消の必要があると認めるとき

2 知事は、前項の規定により育成経営体の登録を取り消したときは、別記様式第8号により当該経営体に通知するものとする。ただし、第1項(1)に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りではない。

3 知事は、第1項の規定により登録を登録を取り消し公表をとりやめたときは、登録事業体名及び取りやめた理由を県ホームページにおいて公表するものとする。

(登録の更新)

第10条 育成経営体は、登録の更新を希望するときは、有効期限日の30日前までに第8条に基づく実施状況報告と併せて第4条に基づく申請を行うこととする。

2 知事は、前項による報告書及び申請書を審査し、第3条に規定する判断基準に適合するときは、第5条の規定に準じて山口県育成経営体登録簿（別記様式第2号）を更新するものとする。

(事務所の役割)

第 11 条 所長は、林業経営体に対し、国庫補助事業を活用するなどして目標設定やこれに向けた取組に関する必要な助言・支援を行うよう努めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の制定により、山口県「育成を図る林業経営体の選定」実施要綱（平成 30 年 2 月 6 日付け平 29 森林企画第 548 号）については、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

別表 1

育成経営体の選定に係る判断基準

下表の(1)～(8)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

なお、(2)～(7)に関しては、登録から1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。

おって、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

項目	基準
(1) 生産量の増加 又は生産性の 向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合^{※1}以上で増加させる目標を有していること、または生産性を一定の割合^{※1}以上で向上させる目標を有していること。生産量又は生産性の実績が一定の水準^{※2}以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>なお、生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。</p> <p>おって、これらの基準となる現状値は、原則として直近3か年の平均とする。</p> <p>ただし、事業年数が3年に満たない場合は、その実績年数の平均とする。</p> <p>※1) 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で1割を目安とする。</p> <p>※2) 「一定の水準」については、生産量に関し5,000 m³/年、生産性に関し間伐8 m³/人日、主伐11 m³/人日を目安とする。</p>
(2) 生産管理又は 流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <p>① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>

項目	基準
(3) 造林・保育の 省力化・低コ スト化	<p>次のいずれかに取り組んでいること（「やまぐち伐採と造林の連携等の手引き」（平成 31 年 3 月山口県農林水産部）、以下「手引き」という）参照。</p> <p>① 伐採・造林の一貫作業システム 伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線を苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システム</p> <p>② 低密度植栽 従来 of 主要造林樹種の植栽密度（3,000 本/ha）よりも低い密度（例：2,500 本/ha 以下）で植栽すること。</p> <p>③ 下刈りの省力化 部分刈り（坪刈り・筋刈り）や下刈り回数の削減などにより、初期保育経費を抑制する方法。現地の状況に応じて適切な手法を選択すること。</p> <p>④ 早生樹や特定母樹の苗木の植栽による下刈り回数の削減等</p> <p>⑤ コンテナ苗の活用による植栽作業の効率化や植栽時期の平準化</p>
(4) 主伐後の再 造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <p>① 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 なお、「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>② 主伐後に適切な更新を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。 なお、「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。</p>
(5) 生産や造林・ 保育の実施体 制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して、1年以上の事業実績を有すること、または所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>

項目	基準
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <p>なお、「行動規範の策定等」には、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)及び「手引き(V 伐採と造林の連携等に関するガイドライン)」をはじめ、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に策定する行動規範、所属する業界団体や市町等が策定した行動規範やガイドライン等を遵守することを含む。</p> <p>おって、行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むとともに、これらが遵守されていることを確認する体制(責任者の任命やチェックリストの作成など)を整備することが望ましい。</p>
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組^{※1}を行っていること。</p> <p>※1) たとえば、以下の取り組みを指す。</p> <p>現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善。リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策。</p>

項目	基準
(8) コンプライア ンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等^{※1}や一般役員等^{※2}が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実にされると認められない者</p> <p>③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者^{※3}</p> <p>※1)「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主</p> <p>※2)「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者</p> <p>※3)「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等</p>

別記様式第1号（第4条関係）

山口県育成経営体選定申請書

番 号
年 月 日

山口県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
(認定事業体の有無 有 ・ 無)

山口県育成経営体選定要綱第4条の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

1 林業経営体の目標
別紙1のとおり

2 実施要綱第3条に規定する基準に適合することを示す書類 (該当する項目にチェック)

No.	名称等	添付書類
①	登記事項証明書（法人の場合）	<input type="checkbox"/>
②	住民票（個人の場合）	<input type="checkbox"/>
③	納税証明書	<input type="checkbox"/>
④	共同販売・共同出荷に関する協定書の写し	<input type="checkbox"/>
⑤	主伐後の再生林の確保に関して他の民間事業者との連携協定、契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式	<input type="checkbox"/>
⑦	労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
⑧	就業規則を制定している場合にあつては、その写し	<input type="checkbox"/>
⑨	実績を証する書類（造林、保育、素材生産等の林業生産活動で、完成、引き渡し完了した過去3年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）	<input type="checkbox"/>
⑩	伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し	<input type="checkbox"/>
⑪	その他、知事が提供を求める選定申請書の内容に関する情報	<input type="checkbox"/>

※ 選定申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業体」という。）である場合は、同一事項で内容の変更のないものに係る①から⑦までの書類の提出を省略することができる。

別紙 1

(1) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

(該当する項目にチェック)

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度実績			目標とする事業年度の見込 (年度)	目標とする項目	
			直近の前々年 (年度)	直近の前年 (年度)	直近 (年度)			
生産	主伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材績 (m ³)	直営					
			請負					
			合計					<input type="checkbox"/>
	生産性 (m ³ /人日)	直営					<input type="checkbox"/>	
	間伐	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					
		材績 (m ³)	直営					
			請負					
合計							<input type="checkbox"/>	
生産性 (m ³ /人日)	直営					<input type="checkbox"/>		
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計				<input type="checkbox"/>	
		生産性 (ha/人日)	直営					<input type="checkbox"/>
	下刈り	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					<input type="checkbox"/>
		生産性 (ha/人日)	直営					<input type="checkbox"/>
	その他	面積 (ha)	直営					
			請負					
			合計					<input type="checkbox"/>
		生産性 (ha/人日)	直営					<input type="checkbox"/>

※ 物的労働生産性の代わりに付加価値労働生産性により目標設定する場合は、単位を「千円/人日」とする。事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとし、目標とする事業年度は、登録を受けようとする年度の4月1日から起算して5年目または3年目とする。

○事業期間

直近の事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日
 目標とする事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日 (年後)

○請負がある場合は業者名

--

(2) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

(以下のいずれかに取り組んでいること)

(該当する項目にチェック)

項目	取り組んでいる	1年以内に 取り組む
○作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(チェックした項目の具体的内容を記述してください。)		

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

(以下のいずれかに取り組んでいること)

(該当する項目にチェック)

項目	取り組んでいる	1年以内に 取り組む
①伐採・造林の一貫作業システム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③下刈りの省力化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④早生樹や特定母樹の苗木の植栽による下刈り回数の削減等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤コンテナ苗の活用による植栽作業の効率化や植栽時期の平準化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(チェックした項目の具体的内容を記述してください。)		

(4) 主伐後の再造林の確保に関する情報

(①②の両方に該当すること)

(該当する項目にチェック)

項目	有している	1年以内に整備する
①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること		
・主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している (連携する林業経営者名：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②主伐後に適切な更新を行うこと		
・自己の所有する森林にあつては主伐後の適切な更新の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・他者の所有する森林にあつては森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(チェックした項目の具体的内容を記述してください。)		

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報

(該当する項目にチェック)

項目	1年以上	1年未満
○素材生産又は造林・保育に関する実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○所属する現場作業員の現場従業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

(以下のいずれかに該当すること)

(該当する項目にチェック)

項目	策定済	1年以内に策定する
○独自の行動規範を遵守する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)及び「やまぐち伐採と造林の連携等の手引き(V伐採と造林の連携等に関するガイドライン)」(平成31年3月山口県農林水産部)を遵守する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○業界団体や市町が策定した行動規範等を遵守する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(チェックした項目の具体的内容を記述してください。)		

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策等に関する情報

(①～②のそれぞれいずれかを満たすこと)

(該当する項目にチェック)

項目	取り組んでいる	1年以内に取り組む
①雇用管理の改善		
・現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・現場作業員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・現場作業員への週休2日制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・計画的な研修実施等の教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・退職金共済への加入等の福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②労働安全対策		
・現場作業員等への安全衛生教育【必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(チェックした項目の具体的内容を記述してください。)		

[雇用の状況]

職員数 (うち常用)		
現場作業職員	事務系等職員	労災保険
人	人	人
()人	()人	

(8) コンプライアンスの確保に関する情報

(該当する項目にチェック)

項目	該当なし	該当あり
①業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別記様式第2号（第5条関係）

山口県育成経営体登録簿
（森林経営管理法第36条第2項に基づき公表されている民間事業者は除く）

（ 年 月 日現在）

登録 番号	登録 年月日	登録 期間	登録事業 体名	代表者		所在地	備考
				役職名	氏名		

番号記載例：R01-育成-第〇号

別記様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

（申請者）様

山口県知事 ⑩

山口県育成経営体の選定について

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、山口県育成経営体選定要綱第5条の規定により、下記のとおり登録しました（登録しませんでした）ので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 登録期間

（登録しない場合はその理由）

別記様式第4号（第7条関係）

育成経営体の選定申請に係る情報の変更届

年 月 日

山口県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
(認定事業体の有無 有 ・ 無)

育成経営体の選定申請に係る内容に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更関係書類

別記様式第5号（第7条関係）

番 号
年 月 日

（届出者）様

山口県知事 ⑩

育成経営体の選定申請に係る情報の変更について

山口県育成経営体選定要綱第7条の規定により、年 月 日付けで届出のあったこのことについて、下記のとおり通知します。

記

- 届出のとおり育成林業経営体名簿を変更します。
- この度の届出は、認められません。
なお、理由については、下記のとおりです。

別記様式第6号（第8条関係）

育成経営体実施状況報告書

年 月 日

山口県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで提出した選定申請書に記載した目標等に係る実施状況について、別紙のとおり報告します。

様式第6号 (別紙)

1 事業実績

区分			現状 (年度)	目標 (年度)	年次 (年度)	進捗率 年次÷目標
生産	主伐	面積 (ha)	直営			
			請負			
			合計			
		材績 (m ³)	直営			
			請負			
			合計			
	生産性 (m ³ /人日)	直営				
	間伐	面積 (ha)	直営			
			請負			
			合計			
		材績 (m ³)	直営			
			請負			
合計						
生産性 (m ³ /人日)	直営					
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営			
			請負			
			合計			
		生産性 (ha/人日)	直営			
	下刈り	面積 (ha)	直営			
			請負			
			合計			
		生産性 (ha/人日)	直営			
	その他	面積 (ha)	直営			
			請負			
			合計			
		生産性 (ha/人日)	直営			

2 生産管理又は流通合理化等の取組状況

--

3 造林・保育の省力化・低コスト化の取組状況

--

4 主伐後の再造林の取組状況

--

5 生産や造林・保育の実施体制の取組状況

--

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等の取組状況

--

7 雇用管理の改善及び労働安全対策等の取組状況

--

8 コンプライアンスの確保の取組状況

--

別記様式第7号（第9条関係）

山口県育成経営体登録取消申請書

年 月 日

山口県知事 様

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

育成経営体の登録を取り消したいので、山口県育成経営体選定要綱第1項（2）の規定により申請します。

第 年 月 日 号

様

山口県知事 ㊟

育成経営体名簿の登録取消通知書

年 月 日付けで育成経営体に登録していた貴職を、下記理由により取り消したので通知します。

記

（取消理由）

■ 教示

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、山口県を被告として（訴訟において山口県を代表する者は山口県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に提起することができます。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。